

熊本市高校等進学支援金家計急変等申請書

記入例

※ 熊本市高校等進学支援金支給申請書兼請求書と一緒にご提出ください。

1 家計急変等の内容(次のいずれかに○をつけ、発生日及び具体的な内容を記入してください。)

震災・風水害等	失業	死亡	入院等	離婚等	破産	収入激減
---------	----	----	-----	-----	----	------

家計急変の発生日: 令和 0 年 6 月 30 日

具体的な内容: 令和0年6月に、父の太郎が交通事故により大けがを負い、令和0年6月30日から令和0年11月15日まで入院した。現在まで自宅で療養しており、自営している飲食店は6月末から現在まで臨時休業している。

○ 下表からあてはまる内容を確認し、記入。必要な項目を確認してください。

	震災・風水害等(※1)	失業、死亡、入院等	離婚等、破産・収入激減
ア 熊本市で市民税が課税され、市民税の減免を受けている		記入終了(※2)	2へ進む
イ 熊本市で市民税が課税され、市民税の減免を受けられなかったが、事由発生後の所得が市民税所得割非課税相当以下となる	誰が、いつから、どうなのか(震災・風水害の場合は、何が、いつから、どうなのか)を具体的に記入		
ウ 他市町村で市町村民税が課税され、その市町村で市町村民税の減免を受けている	記入終了(※2)	記入終了(※2)	2へ進む
エ 他市町村で市町村民税が課税され、その市町村で市町村民税の減免制度がない、もしくは市町村民税の減免を受けられなかったが、事由発生後の所得が市町村民税所得割非課税相当以下となる	2へ進む	2へ進む	2へ進む

※1 震災・風水害等で市町村民税の減免を受けていない場合、「震災・風水害等」を事由として申請はできませんので、別の事由での申請をご検討ください。

※2 「〇年度市県民税減免申請について(通知)」など市町村民税の減免が決定したことが分かる書類を添付して提出してください。

2 申請書兼請求書の「3 申請者と生計を同一とする家族の状況」に記入した者のうち、18歳以上の方全てについて記入してください。

フリガナ 名 前	扶養する者の数 ①	家計急変後の1か月の収入			年間収入 見込額② D+E+F	年間所得 見込額 (②-③)
		給与収入【A】	事業収入又は不動産収入【B】	年金収入（非課税年金を除く）【C】		
		1年分の収入見込			控除合計額③ G+H+I	所得見込額④
		給与収入【D】 （【A】×12）	事業収入又は不動産収入【E】 （【B】×12）	年金収入【F】 （【C】×12）		
		給与所得控除額【G】	事業所得控除額【H】	基礎年金額【I】		
ヒゴ タロウ	2 人	【A】	【B】 0	【C】	② 0	②-③ 0
肥後 太郎		【D】	【E】 0	【F】		
		【G】	【H】 300,000	【I】	③ 300,000	④ 1,470,000
ヒゴ タロウ	3 人	【A】 200,000	【B】	【C】	②	②-③
肥後 太郎		【D】 2,400,000	【E】	【F】	2,400,000	1,600,000
		【G】 800,000	【H】	【I】	③ 800,000	④ 1,820,000
		【A】	【B】	【C】	②	②-③
					③	
ヒゴ タロウ	1 人	【A】	【B】	【C】 150,000	②	②-③
肥後 太郎		【D】	【E】	【F】 1,800,000	1,800,000	1,075,000
		【G】	【H】	【I】 725,000	③ 725,000	④ 1,120,000

例①
事業収入等の場合

例②
給与収入の場合

例③
年金収入（65歳未満）の場合

裏面の算定式を参照して計算

裏面の限度額の表を参照

マイナスの場合は、0で記入

※記入した収入等の内容について確認できる書類を添付してご提出ください。

※裏面に記入上の注意点を記載しております。

(記載上の注意点)

※ 世帯の課税者全員が、家計急変により、市町村民税所得割非課税相当以下になる必要があります。

- ・【A】欄には、家計急変の発生日以降で給与収入がある場合に、事由発生後から申請までの月平均収入についてご記入ください。
(給与明細書などの収入額が分かる書類を併せてご提出ください。)
- ・【B】欄には、家計急変の発生日以降で事業収入又は不動産収入がある場合に、事由発生後から申請までの月平均収入についてご記入ください。
(収入額が分かる書類を併せてご提出ください。)
- ・【C】欄には、公的年金収入(非課税除く)がある場合に、事由発生後から申請までの月平均収入についてご記入ください。
(年金支払通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を併せてご提出ください。)
- ・【D】欄、【E】欄、【F】欄には、それぞれ【A】欄、【B】欄、【C】欄を12倍したものをご記入ください。
- ・【G】欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (1) 【D】欄が 190 万円以下 → 65 万円
(2) 【D】欄が 190 万円超 360 万円以下 → (給与収入分 × 30%) + 8 万円
(3) 【D】欄が 360 万円超 660 万円以下 → (給与収入分 × 20%) + 44 万円
(4) 【D】欄が 660 万円超 850 万円以下 → (給与収入分 ×

例③
年金収入(65歳未満)の場合の控除

- ・【H】欄には、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ・【I】欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ①【65歳未満の方】公的年金等収入分 → 控除額
【F】欄が 60 万円以下 → 公的年金等収入分の全額
【F】欄が 60 万円超 130 万円未満 → 60 万円
【F】欄が 130 万円以上 410 万円未満 → (公的年金等収入分 × 0.25) + 27 万 5 千円
【F】欄が 410 万円以上 770 万円未満 → (公的年金等収入分 × 0.15) + 68 万 5 千円
②【65歳以上の方】公的年金等収入分 → 控除額
【F】欄が 110 万円以下 → 公的年金等収入分の全額
【F】欄が 110 万円超 330 万円未満 → 110 万円
【F】欄が 330 万円以上 410 万円未満 → (公的年金等収入分 × 0.25) + 27 万 5 千円
【F】欄が 410 万円以上 770 万円未満 → (公的年金等収入分 × 0.15) + 68 万 5 千円

年金収入(65歳以上)の場合の控除

- ・④「非課税相当所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

扶養している親族の状況	市町村民税所得割非課税相当所得限度額	(参考) 給与収入(12ヶ月平均)を除く	(参考) 年金収入額(65歳以上) ※非課税年金を除く
単身又は扶養親族がいない場合	450,000 円	1,100,000 円	1,050,000 円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,120,000 円	1,770,000 円	1,860,000 円
配偶者・扶養親族(2名)を扶養している場合	1,470,000 円	2,214,286 円	2,326,667 円
配偶者・扶養親族(3名)を扶養している場合	1,820,000 円	2,714,286 円	2,793,333 円
配偶者・扶養親族(4名)を扶養している場合	2,170,000 円	3,214,286 円	3,260,000 円

扶養の人数で、限度額を確認

※ 5人以上の場合は 市町村民税所得割非課税所得限度額 = 350,000 円 × (本人 + 扶養人数) + 420,000 円となります。